

預金規定に基づく預金者への口座管理手数料の賦課に関する論点整理

一. 本論点整理の問題意識及び射程

現下のマイナス金利の市場環境において生じうる法的な問題に関し、金融法委員会では、2016年2月19日付報告書¹において、預金の利息に関して、「寄託の対価又は預金口座を通じたサービスの対価を預金約款に従って徴収する余地はあるにしても、市中金利がマイナスとなった場合に、普通預金・変動金利付定期預金などに適用される店頭表示利率としてマイナスの値を定め、その絶対値を用いて計算した金額を利息支払日に預金残高から差し引くことは、預金当事者の合理的な意思解釈によれば、できないと考えられる」という整理を行ったところである。そこで、同報告書において積み残された論点として、本論点整理では、預金口座に関し、預金者に対して口座管理手数料を賦課することの可否について検討することとしたい²。

預金には様々な種類があるが、本論点整理においては、元本が保証されており預金者側による解約が自由である預金、すなわち、円普通預金及び円当座預金で、特定預金（銀行法13条の4）に該当しないものを対象として検討する。なお、2017年6月2日に民法の一部を改正する法律（同法による改正後の民法を、以下「改正民法」という。）が公布され、2020年6月1日までに施行されることとなっているが、本論点整理は現行法下における解釈について論じることとする。

二. 預金契約の法的性質及び普通取引約款の効力に関する判例等の整理

金融機関が預金者に対して口座管理手数料を賦課しようとする場合、金融機関が定め、預金者に対して提示している預金規定について考慮する必要がある。また、預金規定の法的性質については、約款に該当すると解するのが一般的である³。そこで、口座管理手数料賦課の可否を検討する前提として、預金契約の法的性質及び普通取引約款の拘束力に関する判例等の考え方を整理する。

¹ 金融法委員会「マイナス金利の導入に伴って生ずる契約解釈上の問題に対する考え方の整理」（2016年2月19日）。

² また、変動金利を固定化する目的で締結された金利スワップ取引に関して、「損失補てん等・特別の利益の提供の禁止に関する論点整理－金利スワップ取引における金利固定化に関する対応に関連して－」を公表した（2017年4月20日）。

³ 石井照久・鴻常夫「商法総則（商法Ⅰ）」51頁（勁草書房1975年）、大野正文・大山哲幸「金融機関の実務別にみる民法（債権関係）改正－預金取引をめぐる金融実務に与える影響」銀行法務21・800号5頁。

1. 預金契約の法的性質

一般に、預金契約とは、消費寄託を主たる要素とする契約であると解されている⁴。また、民法上の寄託契約は、無償とも有償ともすることができる旨が同法に規定されている（民法 659 条参照）⁵。

一方、判例を見ると、最判平成 21 年 1 月 22 日民集 63 卷 1 号 228 頁（預金取引記録の開示請求に関する事件）において、「預金契約は、預金者が金融機関に金銭の保管を委託し、金融機関は預金者に同種、同額の金銭を返還する義務を負うことを内容とするものであるから、消費寄託の性質を有するものである。しかし、預金契約に基づいて金融機関の処理すべき事務には、預金の返還だけでなく、振込入金を受入れ、各種料金の自動支払、利息の入金、定期預金の自動継続処理等、委任事務ないし準委任事務……の性質を有するものも多く含まれている。」旨の判示がなされ、預金契約に基づく事務に、委任事務や準委任事務の性質を有するものが含まれることを認めている。

以上を踏まえると、預金契約は、消費寄託を主たる要素としつつも、委任及び準委任の要素をも含む契約であるといえる。また、民法においても、寄託契約については委任に関する規定が準用されており、受寄者は、寄託者に対し、寄託事務の処理に必要な費用に関して、前払、償還又は弁済を求めることができることとされている（民法 665 条、649 条、650 条 1 項、2 項）。

2. 約款の拘束力に関する判例・裁判例

判例は、約款の拘束力を認めた大判大正 4 年 12 月 24 日民録 21 輯 2182 頁をリーディングケースとし、その後も約款の拘束力を肯定してきている。

(1) 大判大正 4 年 12 月 24 日民録 21 輯 2182 頁⁶

保険加入者らが、保険加入者ら所有の家屋が森林火災の延焼により焼失したことを理由に、保険会社との間で締結していた火災保険契約に基づき保険金の支払を請求したのに対し、保険会社が、普通保険約款（申込書において当該約款による旨が記載されている。）において、樹林火災又は森林の燃焼による損害についてはてん補の責任を負わないとする条項があることから、損害をてん補する責任を負わないと主張した事案である。裁判所は、保険加入者は普通保険約款による意思で契約するのが普通であることから、特に約款によらない旨の意思を表示しないで契約をした場合、反証のない限り約款の内容による意思で契約したものと推定されるとして、保険加入者らの請求を認容していた原判決を破棄差戻しした。

⁴ 我妻栄「債権各論 中巻二」739 頁（岩波書店 1962 年）、幾代通・広中俊雄「新版注釈民法(16) 債権(7)」395 頁（有斐閣 1989 年）。

⁵ 普通預金契約を、消費寄託を中心とする役務の提供を目的とする期間の定めのない継続的契約であると説明する見解もある（中田裕康「銀行による普通預金の取引停止・口座解約」金融法務事情 1746 号 17 頁）。

⁶ 甘利公人「判批」別冊ジュリスト 194 号 6 頁（商法（総則・商行為）判例百選第 5 版）。

(2) 最判昭和 45 年 12 月 24 日民集 24 卷 13 号 2187 頁⁷

船舶海上保険において、保険業者が主務大臣の認可を受けずに普通保険約款を変更し、その約款に基づいて保険契約を締結しても、その変更が保険業者の恣意的な目的に出たものでなく、変更された条項が強行法規、公序良俗に違反し又はとくに不合理なものである場合でない限り、変更後の約款は、保険契約の内容を定めるものとして当事者を拘束する効力を有する旨を判示した（ただし、保険契約の締結前に保険業者による普通保険約款の変更がなされていた事案であり、契約締結後に約款を変更することが問題となった事案についての判示ではない。）。

(3) 函館地判平成 12 年 3 月 30 日判時 1720 号 33 頁⁸

当事者は、普通取引約款による意思で火災保険契約を締結したものと推定され、その反証もないことを理由として、地震免責条項を含む普通取引約款の拘束力が肯定され、また、かかる地震免責条項も信義則あるいは公序良俗に反するものではなく有効である旨判示した。

3. 預金約款の拘束力の根拠—当事者の合理的意思

前掲・大判大正 4 年 12 月 24 日を始めとする判例の考え方によれば、当初の預金契約締結時において、預金規定に依拠する旨の記載のある申込書等の関連書類に預金者の署名または捺印があれば、預金約款に拘束されるとの預金者の意思が推定されることになる⁹。この結論は、以下の観点から、預金約款に拘束されるとの当事者の合理的意思が認められることから、肯定されるべきものと考えられる¹⁰。

- a. 預金規定が適用される預金取引は、通常、金融機関が不特定多数の者を相手方として行う取引であり、その内容が画一的であることは、当事者双方にとって合理的であると想定されること。
- b. 金融機関の実務において、預金規定は、口座開設時における交付、店頭での掲示、ホームページでの掲載等により周知され、その存在が社会的にも相当程度認知されているから、預金者は、預金取引に当該預金規定が適用されることを認識する機会を十分に有していると考えられること。
- c. 金融機関は、銀行法その他の金融規制法に基づく厳格な規制体系と当局の監督に服しており、当該規制枠組みの下でのみ金融商品を提供することができるので、当該規制枠組みの下で作成された預金規定も、その内容につき一定の合理性が担保されていると

⁷ 野田宏「最高裁判所判例解説 民事篇（昭和 45 年度）」1079 頁（法曹会 1971 年）。

⁸ 河上正二「判批」増刊ジュリスト 1202 号 97 頁（平成 12 年度重要判例解説）。

⁹ 山下友信「銀行取引と約款」98 頁（鈴木祿弥・竹内昭夫編「金融取引法大系 第 1 巻 金融取引総論」1983 年）。

¹⁰ なお、改正民法においては、548 条の 2 に定型約款におけるみなし合意の規定が新設された。これは、一定の要件を満たせば、「合意」による約款の拘束力を肯定するという契約説の立場に立った規定を採用したと考えられる（沖野眞巳「約款の採用要件について—『定型約款』に関する規律の検討」星野英一先生追悼「日本民法学の新たな時代」535 頁）。

考えられること。

三. 検討すべき事項の整理

以下では、二. 3. で論じたとおり、合理的に推定される当事者の意思を根拠として預金約款の拘束力が認められるとの立場を前提にした上で、まず検討すべき事項を整理する。この点、口座管理手数料を賦課するにあたり、新規に預金契約を締結する場合と、締結済の預金契約について口座管理手数料を導入する場合との間に、検討すべき法的問題に差異があると考えられる。

なお、二. 1. で検討した預金契約の法的性質に鑑みれば、預金契約における口座管理手数料とは、金融機関が受寄者として行う寄託事務の処理に必要な費用¹¹並びに委任及び準委任における事務手数料の双方を含むものと考えられる。

1. 新たに預金契約を締結するに際して、口座管理手数料を導入する場合

預金取引に関し何らかの手数を徴することは、両当事者が任意に合意する限りは契約の自由の範囲内であり、原則としてその法的有効性が認められる。したがって、例えば、金融機関が、新たに預金契約を締結する預金者との間で、預金口座に関して賦課される口座管理手数料の具体的な金額又は算定方法について、預金者に対して必要な説明をした上で預金者との間で合意した場合、当該口座管理手数料の賦課には有効性が認められると考えられる。この場合、両当事者は当該口座管理手数料賦課に関する預金約款その他の契約条件に拘束されることとなるから、これ以上、本論点整理では言及しないこととする。

2. 締結済の預金契約について、口座管理手数料を導入する場合

締結済の預金契約について、口座管理手数料を導入する場合、当該預金契約に関する預金規定の違いによって、検討すべき事項に違いがあるだろうか。

- (1) この点につき、既に口座維持に関する手数料を預金者に課している一部の預金口座に係る預金約款等においては、金融機関側が「別途定める」口座管理手数料を賦課し得ることを一般的に定める規定がおかれている場合がある。預金者が口座を開設した時点で、預金規定に、金融機関が導入しようとする口座管理手数料を賦課する根拠となる規定が存在していた場合、預金規定に依拠する旨の記載のある申込書等の関連書類に預金者の署名または捺印がある限り、預金者に対して、当該規定の拘束力は一定の範囲で及んでいると考えられる。
- (2) これに対し、そもそも預金規定に金融機関が導入しようとする口座管理手数料を賦課する根拠となる規定が存在しない場合がある。この場合、金融機関側が、一定の告知手続・周知期間等の手続を経ることで預金約款を一方的に変更し得る一般的な変更

¹¹ もっとも、我妻 前掲注(4) 721 頁は、保管に必要な費用には、保管する債務に当然に含まれる場所の提供・保管のための労務などの対価は含まれないとし、また、同 745 頁では、消費寄託契約については消費寄託者が保管の費用を支払うなどの債務を負わないとされている。

規定に則り¹²、金融機関が「別途定める」口座管理手数料を賦課し得ることを一般的に定めた規定、または口座管理手数料の具体的な金額又は算定方法を定めた規定を追加することができるかどうか、すなわち、約款変更の可否の問題を検討することが必要となる。

ここで、前述した(1)においては、「別途定める」口座管理手数料を賦課する段階において、何らかの法的な問題が生じないかという検討が必要となる。

一方、(2)における約款変更を行う場合には、①「別途定める」口座管理手数料を賦課する旨の規定を追加できるか否かを検討した上で、さらに、②実際に当該規定に基づく口座管理手数料を預金者に賦課することができるか否かを検討することが必要となる。もっとも、①の約款変更は、②を行うことを目的として行うものであることから、本論点整理においては、①及び②の手続を一体として行うことの可否について検討することとする¹³。また、①のような一般的な規定ではなく、③口座管理手数料の具体的な金額又は算定方法を定めた規定を預金約款に追加した上で、④これに基づいて実際に口座管理手数料を賦課するという対応がとられることも想定されるが、③及び④の対応による口座管理手数料の賦課が認められるかどうかを検討するにあたって考慮すべき事項は、①及び②の対応を行う場合に検討すべき事項と実質的に重なる部分が大いと考えられる。

以上を踏まえると、(2)の①及び②の対応を行うことの可否について必要な検討を行えば、(1)で実際に口座管理手数料を賦課する段階において検討が必要となる要素や、(2)の③及び④の対応を行う場合に検討が必要になる要素をも含めて、実質的に必要な検討をしたことになると考えられる。そこで、本論点整理では、以下、(2)の場面に焦点を当て、①及び②の対応を行うことを想定して、必要な検討を行うこととする。

四. 締結済の預金契約について、預金約款を変更して口座管理手数料を預金者に賦課することの可否

1. 総論

消費貸借・消費寄託における金利等については、契約期間がある程度長期にわたることから、経済事情の変化によって変動することが想定されるので、変更条項を設けることが少なくなく、変更について合理性が認められることが多いとされる¹⁴。また、脚注 12 で述べたとおり、現在用いられている預金約款においても、一般的な変更条項が設けられていることが通常であると思われる。そこで、かかる変更条項が設けられていることを前提として検討すると、前掲・大判大正 4 年 12 月 24 日を始めとする約款の拘束力に関して意思の推定を根拠とする判例の考え方は、預金契約の当事者が預金約款に変更があり得ること

¹² 現在、金融機関で用いられている預金約款には、このような変更規定が存在するのが通常と思われることから、それを前提として検討している。

¹³ 厳密に言えば、②で論じる内容が異なる場面も想定し得る。例えば、既に口座管理手数料を賦課する旨の規定が存在し、当該規定に基づいて口座管理手数料が賦課されている場合において、さらに口座管理手数料を増額するようなケースである。しかし、本件で検討対象としているのは、口座管理手数料を賦課する旨の規定がなく口座管理手数料が賦課されていない銀行口座に対して、新たに口座管理手数料を賦課するというケースであるため、①②で検討する中身はほぼ重なるものと考えられる。

¹⁴ 野村豊弘「金融取引における約款等をめぐる法的諸問題」48 頁以下（金融法務研究会 2015 年）。

について同意しており、当該変更条項に基づいて変更された後の預金約款についても、当該変更条項で規定されている実体要件¹⁵及び手続要件を充足することで、その拘束力が及び得ると解することの根拠となると考えられる。

本論点整理で検討対象となっている預金契約は、金融機関が不特定多数の者を相手方として画一的な内容で行う取引であって、期間の定めのない継続的な契約関係にある契約である。仮に、金融機関が過去の契約条件に永久に拘束され続けると解する場合には、社会の変化に対応した銀行業務の健全かつ適切な運営やその継続的發展を阻害するおそれがある(銀行法 1 条等参照)。また、預金者にとっても、当該約款変更に拘束されたくないと考えた場合、預金者は特段の負担なく、自ら解約する自由を認められているが、金融機関側からの一方的な解約については一定の制限があると考えられている¹⁶。これらの点からも、変更条項の定める手続を踏むことを前提として、約款変更が認められる場合を許容する必要性があると考えられる。

もっとも、一方的に約款を変更できる場合があるとしても、その変更の範囲には、約款の拘束力の限界や、消費者契約法¹⁷、公序良俗(民法 90 条)、信義則(民法 1 条 2 項)等に基づく一定の制限があると考えられる。すなわち、預金規定の特定の条項が、「強行法規、公序良俗に違反し、とくに不合理なものである」(前掲・最判昭和 45 年 12 月 24 日)場合等の一定の場合には、その拘束力が及ばないことがあり得るため、以下で述べる必要性や相当性といった実体要件が充足されるかという観点からの検討も必要と考えられる。

2. 検討

前掲・最判昭和 45 年 12 月 24 日は、契約締結後に約款を変更することが問題となった事案ではなく、保険業者が主務大臣の認可を受けずに普通保険約款を変更した場合の変更後の約款の拘束力が争われた事案であるものの、その変更が保険業者の恣意的な目的に出たものでなく、変更された条項が強行法規、公序良俗に違反し又はとくに不合理なものである場合でない限り、変更後の約款は、保険契約の内容を定めるものとして当事者を拘束する効力を有する旨を判示した。本判例は、保険契約者らとの保険契約の締結前ではあるが、事業者側が過去に制定していた普通保険約款の変更を行っている点で、金融機関側が

¹⁵ 現在金融機関で用いられている預金約款に規定される変更規定には、「金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合」など、後に検討する必要性・相当性に関連するような一定の実体要件を満たす場合に限って、預金約款の変更を認めるものが多い。仮にこのような実体要件についての規定が設けられていなくても、預金約款の変更には、その必要性・相当性といった一定の実体要件の充足が必要であると思われる。以下では、個別の預金規定における変更条項の差異を考慮せずに、約款変更及びそれに基づく手数料賦課が許容されるための実体要件について一般的に論じているが、個別の預金規定の変更条項の内容によって本論点整理における検討内容が影響を受ける可能性を排除するものではない。

¹⁶ この点につき、中田 前掲注(5) 18 頁によると、期間の定めのない契約は、契約の一方当事者の解約申入れによって終了し、突然の解約による相手方の不利益を防止するため、予告が必要とされるにとどまるのが原則であるところ、普通預金契約においては、金融機関は、銀行業務の公共性(銀行法 1 条参照)等の観点から、やむを得ない事由がなければ解約できないという黙示的な合意が組み込まれているとされる。

¹⁷ 消費者契約法 10 条は、以下のように規定している。

「消費者の不作為をもって当該消費者が新たな消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたものとみなす条項その他の法令中の公の秩序に関しない規定の適用による場合に比して消費者の権利を制限し、又は消費者の義務を加重する消費者契約の条項であって、民法第一条第二項に規定する基本原則に反して消費者の利益を一方的に害するものは、無効とする。」

締結済の預金契約における預金約款を変更する場合においても、参照する価値の高い判例であると考えられる。そして、目的が恣意的なものでないか否か、及び変更された条項が不合理なものでないか否かは、約款変更の必要性や変更内容の相当性等を勘案して判断すべきであり、これら各要素を満たせば、変更後の約款規定についても、前掲・大判大正 4 年 12 月 24 日の示すとおり約款の内容による意思が推定され、その拘束力が及ぶと考えるべきである。

また、約款に類する側面を持つゴルフクラブの会員規則に関する事例であるが、最判昭和 61 年 9 月 11 日集民 148 号 481 頁は、退会時の預託金の返還請求が可能となる時期を左右する預託金の据置期間に関する会則の規定に関し、かかる備置期間を 5 年から 10 年に延長する変更をした事案について、会則は会員の契約上の権利義務の内容を構成するものであり、預託金の据置期間を延長することは「会員の契約上の基本的な権利に対する重大な変更を伴う会則の変更」にあたり、延長には会員の個別的な承諾を得ることが必要であり、個別の承諾を得ていない会員に対しては変更後の条項の効力を主張できないとした上で、理事会の決議による会則の変更を認める規定は、今回のような「会員の契約上の基本的な権利に対する重大な変更を伴う会則の改正」に適用することを予定したものではないと判示している。この判例を踏まえると、約款変更の可否を検討する際の視点としても、変更の対象となっているのが、契約の基本的部分なのか、付随的部分なのかを考慮する必要があると考えられ、基本的部分の変更を認めるには、より慎重でなければならないと考えられるので、検討にあたっては、この点も勘案することが必要となる。

さらに、普通預金契約や当座預金契約においては、手数料賦課を受けたくないとする預金者は、いつでも、預金契約を一方的に解約することで当該手数料賦課を免れることができる。このように、預金者が約款変更による不利益を回避し得る契約上の権利を有していることは、手数料を賦課するための約款変更の有効性を肯定するための重要な根拠であるが、単に抽象的にそのような権利があるだけでは足りず、預金者が金融機関から十分な情報提供を受けた上で、解約権を行使する機会を実質的に保障されることが必要と考えられる。すなわち、金融機関による一方的な約款変更により手数料を賦課しようとする場合においては、当該変更によって、場合によっては元本が目減りするなどの従来存在しないリスクが存在することとなるから、金融機関が預金者に対して、十分な期間において事前周知を実施することで、預金者に対して預金契約を特段の負担なく解約する機会を与える必要がある。この点は、二. 3. で述べた、当事者の合理的な意思を約款の拘束力の根拠とする考え方に照らすと、預金者の認識可能性、すなわち、約款変更までに預金者が合理的な行動をとれば変更後の約款の内容を知ることができる機会を確保する観点からも重要である。

この点につき、電話サービス契約約款の変更に関する事案であるが、平成 13 年 3 月 27 日民集 55 卷 2 号 434 頁（ダイヤル Q2 事件）では、「加入電話契約において、加入電話の管理、ひいてはいかなる者にいかなる程度の電話利用を許すかは加入電話契約者の決し得るところであるとしても、上告人は、他方において、電気通信役務提供の条件やそのあり方を自ら決定し、事業の内容等についての情報を独占的に保有する立場にあるのであるから、ダイヤル Q2 事業の創設に伴って Q2 情報サービスの無断利用による料金高額化の危険が存在していた以上、上告人には、本件当時既に生活必需品として一般家庭に広く普及していた電話に関わる公益的事業者として、ダイヤル Q2 事業の開始に当たり、あらかじめ

め、加入電話契約者に対して、同サービスの内容や危険性等について具体的かつ十分な周知を図るとともに、その危険の現実化をできる限り防止するために可能な対策を講じておくべき信義則上の責務があったとすることができる。」と判示し、変更後のサービスに重大な変更があった場合に、業者側に変更後のサービスの内容等について具体的かつ十分な周知を図る責務があると指摘している¹⁸。当該判例をも踏まえれば、約款変更を行うにあたり事前の周知を行うことは必須であると考えられる。

そこで、以下では、これらの要素を考慮しつつ、金融機関が「別途定める」口座管理手数料を賦課することができる旨の新しい規定を置くための約款変更をした上で、これに基づいて預金口座管理手数料を賦課することの可否について検討することとする^{19 20}。

¹⁸ 当該判例において、「義務」ではなく「責務」という言葉が用いられている点については、それが真正な法的義務（その懈怠ないし違反に対して、権利者から強制履行や損害賠償の請求が可能となるもの）としてではなく、その懈怠ないし違反により権利者が本来有すべき権利ないし請求権の不発生ないし縮減といった効果をもたらすような信義則上の考慮要素として位置づけられていると見るのが可能であるという指摘がある。豊澤佳弘「最高裁判所判例解説 民事篇（平成13年度）上」307頁（法曹会2004年）。

なお、この点につき、約款変更の有効性を認めた東京地判平成27年1月16日 Westlaw Japan 文献番号2015WLJPCA01168019は、「本件契約は携帯電話の利用に係る通信サービス契約であり、不特定多数の相手方に対して均一な内容の給付をすることを目的とする契約であるところ、かかる契約において、契約内容を変更するために常に利用者の同意が必要であるとすると、その意思確認を実施するためのコストや同意の有無によって提供されるサービスの内容に差異が生じることに伴うコストの増大が予想され、その結果として、利用者が負担することとなるサービス利用料の増大、ひいては各利用者に均一な内容の給付をするという上記目的を達成すること自体が困難になるおそれもあるところであって、社会通念上、必要性が認められかつ内容が相当な契約内容の変更であれば、画一的に契約内容を変更することは、利用者にとっても合理的である」と判示していることは、本件においても、利用者である預金者から個別の同意を得ることまでは不要と解することの根拠となると考えられる。

¹⁹ 約款変更に関する裁判例として、以下のものを参考までに記載する。

前掲注(18)東京地判平成27年1月16日は、携帯電話の通信サービス契約に関して、一定の時期以降に、利用代金を窓口支払の方法で支払を行う場合には払込取扱票の発行等手数料を負担しなければならない旨の約款変更をした事案であるが、当該契約に関する約款の変更につき、「社会通念上必要かつ相当な範囲で合理的に本件約款を変更するために適用されるのであれば、本件約款の一方的な変更を許す条項であるとしても、公序良俗に反することはなく、有効であると解すべき」と判示している。

また、暴力団排除条項に関する事例判断であるが、銀行側による一方的な約款変更に拘束力を認めた裁判例として、福岡高判平成28年10月4日金法2052号90頁がある（なお、最三小決平成29年7月11日 Westlaw Japan 文献番号2017WLJPCA07116002の上告棄却、不受理決定により、同判決は確定している。）。

また、東京地判平成28年5月18日金法2050号77頁は、暴力団排除条項が公益目的を有していることや、反社会的勢力排除の要請が社会的に高まっていること、既存の預金契約にも暴力団排除条項を適用しなければその目的を達成することが困難であることを、約款変更を肯定する理由として挙げている。

²⁰ なお、判例等を参照して導いた(1)ないし(3)の検討要素（変更の必要性、変更内容の相当性、および適切な方法による事前の周知）については、改正民法548条の4に規定された定型約款の変更に関する条項の内容とも整合的である。548条の4の規定は、以下のとおりである。

第548条の4

- 1 定型約款準備者は、次に掲げる場合には、定型約款の変更をすることにより、変更後の定型約款の条項について合意があったものとみなし、個別に相手方と合意をすることなく契約の内容を変更することができる。
 - (1) 定型約款の変更が、相手方の一般の利益に適合するとき。
 - (2) 定型約款の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、この条の規定により定型約款の変更をすることができる旨の定めの有無及びその内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。
- 2 定型約款準備者は、前項の規定による定型約款の変更をするときは、その効力発生時期を定め、かつ、定型約款を変更する旨及び変更後の定型約款の内容並びにその効力発生時期をインターネットの利用その他の適切な方法により周知しなければならない。

(1) 変更の必要性

貸出や有価証券等の運用利回りが著しく低下している市場環境においては、再運用コストの水準を考慮した合理的な金額を手数料として預金者に賦課することによって、金融における仲介者としての金融機関の機能を維持する必要があると考えられる。とりわけ、等しく預金取扱機関である金融機関同士の間の預金取引については、預金金利を金利指標の実勢と整合させることで、金融市場を効率的に機能させる必要性が高い。

今後、金利環境によっては、金融機関の負担がより増大し、金融機関は自ら用意した金庫等に貨幣を物理的に保管することによってコストの増加を避ける等の手段をとることが経営判断として合理的と見られる事態が発生することもあり得るものと思われる。しかし、このような事態は、金融の円滑という観点からは望ましい事態とは言えない（銀行法 1 条等参照）。特に、例えば、金融機関は、他の金融機関に預金をすることによって自らが負うはずの損失を他の金融機関に転嫁し合うことになってしまうおそれがある。こうした事態は、銀行の業務の健全かつ適切な運営や銀行の業務の公平性（同法 1 条参照）を妨げるおそれがあり、改善する必要性は大きいものと想定される。

また、預金契約が消費寄託を主たる要素とする契約と解されていることに照らすと、受寄者たる金融機関は、いつでも預金者の金銭を返還して契約を解約することができるのではないかとも思われるが（民法 666 条、591 条 2 項）、脚注 16 で述べたとおり、業務の公共性の観点から、解約の自由は容易に認められないとの解釈が一般的である。このような預金契約の特殊性に鑑みれば、社会内のインフラとしての機能を維持するために必要な範囲で、約款変更を認める必要性は大きいと考えられる。

もっとも、同じく金融機関が公共性を有するという理由から、預金者に対して一方的に不利益を与えることになる約款変更の必要性については、慎重に検討されるべきである。とりわけ、元本保証商品としての円普通預金契約や円当座預金契約の基本的性格を実質的に変質させるような金額水準の手数料を賦課しようとする場合にあっては、当該預金契約の基本的部分の変更にあたり得ることから、金融機関による企業努力をもってしてもなお、金融機関の上記機能を維持するために口座管理手数料を賦課する必要がある場合に、その変更の必要性は認められることになろう。

(2) 変更内容の相当性・預金者の受ける不利益の程度

預金契約は消費寄託を主たる要素とする契約であるところ、金融機関が、預金者から集めた預金に係る寄託事務に関して負担するコストやリスクを預金者に手数料として賦課することには、受寄者の寄託者に対する寄託事務の処理に関する費用償還等に関する民法の規定（民法 665 条、649 条、650 条 1 項、2 項）が存在することに照らし、合理的な理由があると考えられる（二. 1. 参照）。この点、これまで、金融機関は、預金の再運用によって得られる金利の水準が低下した場合に、それを一つの考慮要素として預金の店頭表示利率

3 第 1 項第 2 号の規定による定型約款の変更は、前項の効力発生時期が到達するまでに同項の規定による周知をしなければ、その効力は生じない。

4 (略)

を下げる事が可能であるとされてきたこと、また、当該行為自体は、預金規定等を根拠として、預金取引において金融機関に一般に認められてきたと思われることに照らすと、金融機関が、預金者から受け入れた預金を再運用することによって当該金融機関が負担することとなる費用の額をも考慮した上で、寄託事務の処理に関する費用として一定の合理的な金額を口座管理手数料として預金者に賦課することも許容され得ると解される。

また、金融機関が、預金口座に関して負担してきた人件費やシステム利用料等の預金サービスを提供するために必要な固定費等に相当する手数料といった委任・準委任事務に関する事務処理費用は、市中金利よりも預金金利の方が低い市場環境においては、金融機関が低利で資金調達を行うという経済的利益と相殺される関係にあった。しかし、特にマイナス金利環境下においては、金融機関が預金取引により市中金利よりも低利の資金調達を行うという前提が失われている。このような環境変化に応じ、金融機関が、これらの事務処理費用に相当する金額も考慮した上で、委任・準委任事務の処理に関する費用として一定の合理的な金額を口座管理手数料として預金者に対して賦課することを根拠付ける約款の規定には、合理性が認められやすいといえることができる。

さらに、同じ約款変更であっても、当事者の意思とは無関係に、法律等の改正や、株価等指標の変動によって生じた事情に対応するために変更する場合には、一方当事者による恣意的な変更ではないと解し得ること、また、二. 3. c で述べたとおり、金融機関は、銀行法その他の金融規制法に基づく厳格な規制体系と当局の監督に服しており、当該規制枠組みの下でのみ金融商品を提供することができる。そのような規制枠組みの下で作成された預金規定にも、その変更内容につき一定の合理性が担保されると考えられることから、直ちに権利濫用や公序良俗に反するとは言えず、その許容性は高まるものと考えべきである²¹。

もっとも、金融機関が、約款変更によって社会通念上過度に多額の手数料を賦課する場合等には、公序良俗ないし権利濫用の法理等によって、当該規定自体又は当該規定に基づく手数料賦課が無効となる可能性がある。相当性が認められるためには、口座管理手数料の金額や賦課対象者の範囲等が不当に過大にならないように、必要性に照らして適切な配慮をすべきであり、この点でも、金融機関においては慎重な対応が求められる。

(3) 事前の周知の実施

事前の周知を実施するにあたり、如何なる手段を取れば当該要件を満たすかが問題となる。三. 2. (2) で述べたとおり、一般的な普通預金に関する預金約款には、一定の告知手続及び周知期間を経ることを前提として、金融機関が預金約款の規定を一方的に変更し得る旨の定めがあるものが多い。このような預金規定に定められた手続は合理性が認められる内容となっているのが通常と想定されるので、上記(1)の必要性及び(2)の相当性が認められる場合において、当該手続に従って周知を実施すれば、約款変更を行うにあたって必要となる事前周知の要件を満たすことができることが多いと考えられる。一方、そのような

²¹ この点、例えば、金融機関の意思によって左右することができない金利環境に対応するために口座管理手数料を賦課する場合には、口座管理手数料を賦課する条件についても、口座管理手数料の水準を金利の市場実勢に応じて変動させたりするなどの対策をとれば、変更内容の相当性は認められやすくなるものと考えられる。

約款変更の手續に関する合理的な規定が存在しない場合も、銀行法 12 条の 2 第 1 項、銀行法施行規則 13 条の 3 の情報提供を改めて実施する²²、その他、店頭掲示、インターネット、個別の書面送付等を併用するなど、多様な連絡手段を確保することによって、約款変更を預金者が認識し得る状態を確保すれば、約款変更を行うにあたって必要な事前の周知を実施したとみなせることが多いと考えられる。

(4) 小括

以上のとおり、約款変更の必要性、相当性、事前の周知の実施といった要素を総合考慮すれば、目的が恣意的なものでなく、変更された条項も不合理なものでないと認められる場合があると考えられることから、金融機関が「別途定める」口座管理手数料を賦課することができる旨の新しい規定を置くための約款変更をした上で、これに基づく口座管理手数料を賦課することは許容され得るものと考えられる。

五. 総括

以上を踏まえると、新規の預金者との関係のみならず、既存の預金者との関係においても、預金約款の拘束力ないし預金約款の変更を根拠として、合理的な範囲の金額の手数料を寄託事務の処理に関する費用又は委任・準委任事務の処理に関する費用として、預金口座に関して賦課することが可能な場合があるものと考えられる。

もっとも、口座管理手数料を賦課するにあたっては、金融機関が可能な限り企業努力をすることが前提条件であり、その必要性及び相当性（金額や賦課範囲）等を慎重に検討する必要がある。

以 上

²² 具体的には、預金者等の保護に資することを目的に預金者等に対する情報の提供等を定めた銀行法 12 条の 2 第 1 項の規定を受けて、銀行法施行規則 13 条の 3 第 2 号において、「取り扱う預金等に係る手数料の明示」をすべきことが規定されている。